

通称名を使用する学生のみなさんへ

- 学生証の再発行手続きを所属部局教務担当係にて行います。再発行手数料はかかりません。
- 学務システム（UTAS）学籍データの氏名を通称名に変更します。所属部局教務担当係にて行います。教員がUTASで見る履修者名簿にも通称名が反映されます。
- 学位記や、自動証明書発行機で出せる各種証明書にも、通称名が反映されます。
ただし、教育職員免許状およびその申請書類など、法令等の定めにより法律上の氏名を使用することが定められているものについては、通称名の使用ができず、法律上の氏名となります。
- 学内の他のシステム（たとえば図書館システム）へも順次反映されますが、反映完了まで時間を要することもあります。また、全てのシステムに反映が行き届かないこともあります。状況によっては通称名を使用していることをご自身でご説明いただく必要が生じることがあるかもしれませんので、その際はご対応をお願いいたします。
- 大学院進学後も引き続き通称名の使用を希望する場合は、お手数ですが改めて通称名使用願を所属研究科等の教務担当係へご提出ください。
- 通称名と法律上の氏名との違いについて説明を求められることがあるかもしれません。その際には、通称名使用に関して交付された「通称名使用承認通知書」を提示するなどし、基本的にはご自身で説明するようにしてください。